

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成24年9月7日付けで行った、「H〇〇.〇/〇〇〇〇中学校水難事故に関する捜査書類」（以下「本件対象文書」という。）を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成24年8月29日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「H〇〇.〇/〇〇〇〇中学校水難事故に関する捜査書類」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求に対して、平成24年9月7日付けで、「開示請求された公文書については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当することから、埼玉県情報公開条例第34条により、この条例の規定は適用されないため。」という理由を付して、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、平成24年9月18日付けで、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成24年10月17日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成25年1月10日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

(6) 当審査会は、平成25年2月19日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

条例第7条の規定に基づく本件開示請求に対し、平成24年9月7日付けで実施機関が行った本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

以下のとおり条例第34条の不開示情報には該当しないため開示を求める。

ア 不開示部分のうち、「個人的情報の漏洩になるとの事」であるが、未然防止対策として、特に教育の場故に、今後の為にも原因を究明し、多くの人に広く注意事項として認識されるべきである。

イ 不開示部分のうち、「原因が何であったか」について、開示を求める。

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第34条は、「この条例の規定は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。」と規定している。

本件開示請求に係る公文書は、〇〇警察署員が、特定の水難事故に関して作成し、又は取得した捜査書類であり、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類であることから、条例第34条の規定に基づき、条例の規定は適用されないものであると認められる。

なお、審査請求人は、水難事故の未然防止対策等のために本件開示請求に係る公文書を開示すべきである旨の主張をするが、条例第34条は、刑事訴訟法第53条の2に規定される訴訟に関する書類及び押収物については条例を適用しない旨規定

しており、除外規定もないことから、審査請求人の主張は失当であり、本件処分の判断に影響するものではないと認められる。

- (2) 上記のとおり、実施機関の判断に不自然、不合理な点は認められないことから、本件処分は妥当である。

5 審査会の判断

- (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、〇〇警察署員が特定の水難事故に関して作成し、又は取得した捜査書類である。

諮問庁は、本件開示請求に係る公文書が刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当すると主張するため、以下、本件対象文書が刑事訴訟法第53条の2の訴訟に関する書類に該当するかについて検討する。

- (2) 訴訟に関する書類について

訴訟に関する書類について、刑事訴訟法第53条の2は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定を適用しない旨を規定している。同条の訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成され又は取得された書類であると解されるが、同条がこれを情報公開法の規定の適用から除外した趣旨は、①訴訟に関する書類及び押収物については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示

の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであることによるものである。

すなわち、訴訟に関する書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれ大きいものであることから、これらの書類の取扱いは刑事訴訟手続に委ねることとしたものと解される。

(3) 条例第34条について

条例第34条は、「この条例の規定は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。」と規定している。

条例第34条は、刑事訴訟法第53条の2の規定を受け、関係法令との整合性を図る必要があることから、条例の適用除外規定を設けたものであり、訴訟に関する書類及び押収物については、条例に基づく公文書の開示請求とは別の制度に委ねることが適当であることから、この条例の適用除外としたものである。

(4) 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件水難事故が教育現場で起きたものであり、今後の同様の事故の未然防止の観点から本件処分の取消しを求める旨主張する。

しかし、本件対象文書は、〇〇警察署員が特定の水難事故に関して作成し、又は取得した捜査書類であり、刑事訴訟法第53条の2の規定の適用を受ける訴訟に関する書類に該当すると認められる。したがって、条例第34条の規定に基づき、条例の適用除外とした実施機関の判断は妥当である。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

管野 悦子、田代 亜紀、田村 泰俊

審議の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|---------------------------------|
| 平成24年10月17日 | 諮問を受ける (諮問第239号) |
| 平成24年10月17日 | 諮問庁から開示決定等理由説明書を受理 |
| 平成25年 1月10日 | 諮問庁から説明及び審議 (第一部会第79回審査会) |
| 平成25年 2月19日 | 審査請求人から意見陳述聴取及び審議 (第一部会第80回審査会) |
| 平成25年 3月18日 | 審議 (第一部会第81回審査会) |
| 平成25年 3月25日 | 答申 (答申第186号) |